



27 関整第 161 号
平成 27 年 5 月 12 日

茨城県知事 殿

関東農政局 長



農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領の一部改正について

このことについて、平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 1953 号及び 26 生畜第 1985 号をもって、農村振興局長及び生産局長から、別添写しのとおり通知があったので、御了知の上、本事業の適正かつ円滑な実施に特段の御配慮をお願いします。

なお、貴県下の関係市町村への通知については、貴職からお願いします。

328-1



○ 農村地域復興再生基盤総合整備事業（平成25年2月26日付け24農振第2171号農林水産省農村振興局長・24生畜第2233号生産局長通知）一部改正新旧対照表

改 正		現 行	
後	正	現	行
実施要領	実施要領	実施要領	実施要領
第4 採択要件 実施要領第5の採択要件は、次のいずれかに該当するものであって、かつ、別紙1～9に定めるとおりとする（災害復旧事業、東日本大震災復興交付金制度要綱（平成24年1月6日付け内閣府・各府省連名）第1の規定による復興交付金事業計画に記載された復興交付金事業を除く。）。	第4の採択要件は、次のいずれかに該当するものであって、かつ、別紙1～9に定めるとおりとする（災害復旧事業、東日本大震災復興交付金制度要綱（平成24年1月6日付け内閣府・各府省連名）第1の規定による復興交付金事業計画に記載された復興交付金事業を除く。）。	第4 採択要件 実施要領第5の採択要件は、次のいずれかに該当するものであって、かつ、別紙1～9に定めるとおりとする（災害復旧事業及び東日本大震災復興交付金制度要綱（平成24年1月6日付け内閣府・各府省連名）第1の規定による復興交付金事業計画に記載された復興交付金事業を除く。）。	第4 採択要件 実施要領第5の採択要件は、次のいずれかに該当するものであって、かつ、別紙1～9に定めるとおりとする（災害復旧事業及び東日本大震災復興交付金制度要綱（平成24年1月6日付け内閣府・各府省連名）第1の規定による復興交付金事業計画に記載された復興交付金事業を除く。）。
再生加速化事業計画に記載された再生加速化事業を除く。）。	再生加速化事業計画に記載された再生加速化事業を除く。）。	ただし、別紙10の農村地域復興再生基盤総合整備実施計画については、総合整備事業の実施を予定していることをもって採択要件とする。	ただし、別紙10の農村地域復興再生基盤総合整備実施計画については、総合整備事業の実施を予定していることをもって採択要件とする。
1～2 [略]	1～2 [略]	1～2 [略]	1～2 [略]

○ 農村地域復興再生基盤総合整備事業（平成25年2月26日付け24農振第2171号農林水産省農村振興局長・24生畜第2233号生産局長通知）一部改正新旧対照表
 （下線の部分は改正部分）

改		正		現		行	
別紙1（復興再生基盤総合整備事業に係る運用）		別紙1（復興再生基盤総合整備事業に係る運用）		別紙1（復興再生基盤総合整備事業に係る運用）		別紙1（復興再生基盤総合整備事業に係る運用）	
第2 事業の内容等 1～2 [略] 3 事業メニュー		第2 事業の内容等 1～2 [略] 3 事業メニュー		第2 事業の内容等 1～2 [略] 3 事業メニュー		第2 事業の内容等 1～2 [略] 3 事業メニュー	
本事業で実施できる工種及び内容は次表に定めるとおりとする。なお、本事業を土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下この別紙において「令」という。）第50条第10項に定める農業振興地域における良好な生活環境を確保するための施策等として行う場合において、は、その工種が次表の2の項に掲げるものであることとする。		本事業で実施できる工種及び内容は次表に定めるとおりとする。なお、本事業を土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下この別紙において「令」という。）第50条第10項に定める農業振興地域における良好な生活環境を確保するための施策等として行う場合において、は、その工種が次表の2の項に掲げるものであることとする。		本事業で実施できる工種及び内容は次表に定めるとおりとする。なお、本事業を土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下この別紙において「令」という。）第50条第10項に定める農業振興地域における良好な生活環境を確保するための施策等として行う場合において、は、その工種が次表の2の項に掲げるものであることとする。		本事業で実施できる工種及び内容は次表に定めるとおりとする。なお、本事業を土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下この別紙において「令」という。）第50条第10項に定める農業振興地域における良好な生活環境を確保するための施策等として行う場合において、は、その工種が次表の2の項に掲げるものであることとする。	
区分	工種	区分	工種	区分	工種	区分	内容
1	(1)～(5) [略]	1	(1)～(5) [略]	1	(1)～(5) [略]	1	
2	(1)～(2) [略] (3) 農業集落排水施設整備	2	(1)～(2) [略] (3) 農業集落排水施設整備	2	(1)～(2) [略] (3) 農業集落排水施設整備	2	農業用排水の水質保全、機能維持を図るために行う雨水・汚水・汚水を排除する施設及びこれと連絡する排水路並びにこれらに附帯する処理施設等の整備であって、次の事項を内容とするもの。 ①～④ [略] ⑤ 農業集落排水施設のうち、汚水の処理施設の整備に当たっては、 <u>農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）</u> 及びこれと関連する規定に準じて行うものとする。
4	(4)～(14) [略]	4	(4)～(14) [略]	4	(4)～(14) [略]	4	農業用排水の水質保全、機能維持を図るために行う雨水・汚水・汚水を排除する施設及びこれと連絡する排水路並びにこれらに附帯する処理施設等の整備であって、次の事項を内容とするもの。 ①～④ [略] ⑤ 農業集落排水施設のうち、汚水の処理施設の整備に当たっては、 <u>地城目主軸略交付金交付要綱（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）</u> 及びこれと関連する規定に準じて行うものとする。
第3	[略]	第3	[略]	第3	[略]	第3	[略]
第4	助成	第4	助成	第4	助成	第4	助成
1	助成経費	1	助成経費	1	助成経費	1	助成経費
(1)	純工事費	(1)	純工事費	(1)	純工事費	(1)	純工事費
(2)	測量及び試験費	(2)	測量及び試験費	(2)	測量及び試験費	(2)	測量及び試験費
(3)	船舶機械器具費	(3)	船舶機械器具費	(3)	船舶機械器具費	(3)	船舶機械器具費
(4)	用地費及び補償費	(4)	用地費及び補償費	(4)	用地費及び補償費	(4)	用地費及び補償費

(5) 全体実施設計費

(6) 換地費

2 [略]

第5 [略]

(5) 全体実施設計費

(6) 換地費

2 [略]

第5 [略]

○ 農村地域復興再生基盤総合整備事業（平成25年2月26日付け24農振第2171号農林水産省農村振興局長・24生畜第2233号生産局長通知）一部改正新旧対照表
 （下線の部分は改正部分）

改	正	後	現	行
別紙2-1（農地整備事業に係る運用）	別紙2-1（農地整備事業に係る運用）	別紙2-1（農地整備事業に係る運用）	別紙2-1（農地整備事業に係る運用）	別紙2-1（農地整備事業に係る運用）
第1～第4（略）	第1～第4（略）	第1～第4（略）	第1～第4（略）	第1～第4（略）
第5 採択要件	第5 採択要件	第5 採択要件	第5 採択要件	第5 採択要件
1～4（略）	1～4（略）	1～4（略）	1～4（略）	1～4（略）
5 通作条件整備型	5 通作条件整備型	5 通作条件整備型	5 通作条件整備型	5 通作条件整備型
通作条件整備の実施に当たっては、地域における農業振興のために必要な通作条件整備の内容と、本事業と関連を有し、効果的な実施により通作条件の改善に資する農地整備、農業関連施設等との関連事業について取りまとめた通作条件整備計画が作成されているほか、以下の要件による。	通作条件整備の実施に当たっては、地域における農業振興のために必要な通作条件整備の内容と、本事業と関連を有し、効果的な実施により通作条件の改善に資する農地整備、農業関連施設等との関連事業について取りまとめた通作条件整備計画が作成されているほか、以下の要件による。	通作条件整備の実施に当たっては、地域における農業振興のために必要な通作条件整備の内容と、本事業と関連を有し、効果的な実施により通作条件の改善に資する農地整備、農業関連施設等との関連事業について取りまとめた通作条件整備計画が作成されているほか、以下の要件による。	通作条件整備の実施に当たっては、地域における農業振興のために必要な通作条件整備の内容と、本事業と関連を有し、効果的な実施により通作条件の改善に資する農地整備、農業関連施設等との関連事業について取りまとめた通作条件整備計画が作成されているほか、以下の要件による。	通作条件整備の実施に当たっては、地域における農業振興のために必要な通作条件整備の内容と、本事業と関連を有し、効果的な実施により通作条件の改善に資する農地整備、農業関連施設等との関連事業について取りまとめた通作条件整備計画が作成されているほか、以下の要件による。
(1)～(2)（略）	(1)～(2)（略）	(1)～(2)（略）	(1)～(2)（略）	(1)～(2)（略）
(3) 上記にかかわらず、福島県で実施する保全対策型については、別紙2-2の別記様式第13号に定める保全対策基本方針（以下この別紙において「基本方針」という。）又は別紙2-2の別記様式第14号に定める緊急対策施行申請書（以下この別紙において「施行申請書」という。）の作成をもって、通作条件整備計画の作成に代えることができる。	(3) 上記にかかわらず、福島県で実施する保全対策型については、別紙2-2の別記様式第13号に定める保全対策基本方針（以下この別紙において「基本方針」という。）又は別紙2-2の別記様式第14号に定める緊急対策施行申請書（以下この別紙において「施行申請書」という。）の作成をもって、通作条件整備計画の作成に代えることができる。	(3) 上記にかかわらず、福島県で実施する保全対策型については、別紙2-2の別記様式第13号に定める保全対策基本方針（以下この別紙において「基本方針」という。）又は別紙2-2の別記様式第14号に定める緊急対策施行申請書（以下この別紙において「施行申請書」という。）の作成をもって、通作条件整備計画の作成に代えることができる。	(3) 上記にかかわらず、福島県で実施する保全対策型については、別紙2-2の別記様式第13号に定める保全対策基本方針（以下この別紙において「基本方針」という。）又は別紙2-2の別記様式第14号に定める緊急対策施行申請書（以下この別紙において「施行申請書」という。）の作成をもって、通作条件整備計画の作成に代えることができる。	(3) 上記にかかわらず、福島県で実施する保全対策型については、別紙2-2の別記様式第13号に定める保全対策基本方針（以下この別紙において「基本方針」という。）又は別紙2-2の別記様式第14号に定める緊急対策施行申請書（以下この別紙において「施行申請書」という。）の作成をもって、通作条件整備計画の作成に代えることができる。
第6（略）	第6（略）	第6（略）	第6（略）	第6（略）
第7 計画の変更等	第7 計画の変更等	第7 計画の変更等	第7 計画の変更等	第7 計画の変更等
1～4（略）	1～4（略）	1～4（略）	1～4（略）	1～4（略）
5 県知事は、通作条件整備において、次のいずれかに該当するときは、事業計画の変更を行うものとし、地方農政局長等にその旨を報告するものとする。	5 県知事は、通作条件整備において、次のいずれかに該当するときは、事業計画の変更を行うものとし、地方農政局長等にその旨を報告するものとする。	5 県知事は、通作条件整備において、次のいずれかに該当するときは、事業計画の変更を行うものとし、地方農政局長等にその旨を報告するものとする。	5 県知事は、通作条件整備において、次のいずれかに該当するときは、事業計画の変更を行うものとし、地方農政局長等にその旨を報告するものとする。	5 県知事は、通作条件整備において、次のいずれかに該当するときは、事業計画の変更を行うものとし、地方農政局長等にその旨を報告するものとする。
(1)（略）	(1)（略）	(1)（略）	(1)（略）	(1)（略）
(2) 保全対策型及び農業集落間型 県知事は、次のいずれかに該当するときは、事業計画の変更を行うものとする。ただし、保全対策型のうち、緊急対策を新たに実施しようとする場合は、施行申請書の写しのみの提出をもって事業を実施することができる。	(2) 保全対策型及び農業集落間型 県知事は、次のいずれかに該当するときは、事業計画の変更を行うものとする。ただし、保全対策型のうち、緊急対策を新たに実施しようとする場合は、施行申請書の写しのみの提出をもって事業を実施することができる。	(2) 保全対策型及び農業集落間型 県知事は、次のいずれかに該当するときは、事業計画の変更を行うものとする。ただし、保全対策型のうち、緊急対策を新たに実施しようとする場合は、施行申請書の写しのみの提出をもって事業を実施することができる。	(2) 保全対策型及び農業集落間型 県知事は、次のいずれかに該当するときは、事業計画の変更を行うものとする。ただし、保全対策型のうち、緊急対策を新たに実施しようとする場合は、施行申請書の写しのみの提出をもって事業を実施することができる。	(2) 保全対策型及び農業集落間型 県知事は、次のいずれかに該当するときは、事業計画の変更を行うものとする。ただし、保全対策型のうち、緊急対策を新たに実施しようとする場合は、施行申請書の写しのみの提出をもって事業を実施することができる。
ア・イ（略）	ア・イ（略）	ア・イ（略）	ア・イ（略）	ア・イ（略）
第8～第11（略）	第8～第11（略）	第8～第11（略）	第8～第11（略）	第8～第11（略）
別記（略）	別記（略）	別記（略）	別記（略）	別記（略）

○ 農村地域復興再生基盤総合整備事業（平成25年2月26日付け24農振第2171号農林水産省農村振興局長・24生畜第2233号生産局長通知）一部改正新旧対照表

改正 後 現 行
 (下線の部分は改正部分)

<p>別紙2-2（農地整備事業に係る取扱い）</p> <p>第1～第3（略）</p> <p>第4 計画の作成</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 通作条件整備</p> <p>通作条件整備事業の実施に当たっては、以下に定めるところにより通作条件整備計画等を作成するものとする。</p> <p>(1) 本事業を実施する場合、都道府県知事は農道の整備計画や、関連する農業基盤整備等について別記様式第12号に定める通作条件整備計画を作成し、地方農政局長に提出するものとする。</p> <p>(2) 保全対策型のうち点検診断又は保全対策を実施する場合、実施する予定の既設の農道の利用状況、管理の状況、周辺環境の状況、保全対策の必要性及び将来の管理の方針について別記様式第13号に定める保全対策基本方針（以下この別紙において「<u>基本方針</u>」という。）を作成し、県知事の承認を得るものとする。</p> <p>ただし、市町村長等の要請により、保全対策の対象区域、内容等を勘案し、県知事が<u>基本方針</u>を作成する場合にはこの限りでない。</p> <p>なお、保全対策の対象区域が複数の市町村にまたがる場合にあつては、この区域に係る市町村のうち一つの市町村長が他の市町村長の承認を得て基本方針を作成することができる。</p> <p>(3) 保全対策型のうち緊急対策を実施する場合、市町村長等は、別記様式第14号に定める緊急対策施行申請書（以下この別紙において「<u>施行申請書</u>」という。）を県知事に提出するものとする。</p> <p>なお、緊急対策の対象区域が複数の市町村にまたがる場合にあつては、この区域に係る市町村長のうち一つの市町村長が他の市町村長の承認を得て施行申請書を作成することができる。</p> <p>(4) <u>上記(1)にかかわらず、福島県で実施する保全対策型については、基本方針又は施行申請書の県知事から農政局長への提出をもって、通作条件整備計画の提出に代えることができる。</u></p> <p>第5～第9（略）</p> <p>別記様式第1号～別記様式第26号（略）</p>	<p>別紙2-2（農地整備事業に係る取扱い）</p> <p>第1～第3（略）</p> <p>第4 計画の作成</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 通作条件整備</p> <p>通作条件整備事業の実施に<u>あたっては</u>、以下に定めるところにより通作条件整備計画等を作成するものとする。</p> <p>(1) 本事業を実施する場合、都道府県知事は農道の整備計画や、関連する農業基盤整備等について別記様式第12号に定める通作条件整備計画を作成し、地方農政局長に提出するものとする。</p> <p>(2) 保全対策型のうち点検診断又は保全対策を実施する場合、実施する予定の既設の農道を管理する市町村長等（以下この別紙において「市町村長等」という。）は、当該農道の利用状況、管理の状況、周辺環境の状況、保全対策の必要性及び将来の管理の方針について別記様式第13号に定める保全対策基本方針（以下この別紙において「<u>保全対策基本方針</u>」という。）を作成し、県知事の承認を得るものとする。</p> <p>ただし、市町村長等の要請により、保全対策の対象区域、内容等を勘案し、県知事が作成する場合にあつてはこの限りでない。</p> <p>なお、保全対策の対象区域が複数の市町村にまたがる場合にあつては、この区域に係る市町村長のうち一つの市町村長が他の市町村長の承認を得て基本方針を作成することができる。</p> <p>(3) 保全対策型のうち緊急対策を実施する場合、市町村長等は、別記様式第14号に定める緊急対策施行申請書（以下この別紙において「<u>緊急対策施行申請書</u>」という。）を県知事に提出するものとする。</p> <p>なお、緊急対策の対象区域が複数の市町村にまたがる場合にあつては、この区域に係る市町村長のうち一つの市町村長が他の市町村長の承認を得て施行申請書を作成することができる。</p> <p>[新設]</p> <p>第5～第9（略）</p> <p>別記様式第1号～別記様式第26号（略）</p>
---	---

別記様式第27号

V. 事業費

1. 経括表

事業名 区 分	事業費										計	
	工	料	費	賃	借	借	借	借	借	借		借
測量設計費												
機械器具費												
燃料及油類費												
雑 費												
交際名合事業費												
合 計												

別記様式第28号~別記様式第29号 (略)

別記様式第27号

V. 事業費

1. 総括表

事業名 区 分	事業費										計	
	工	料	費	賃	借	借	借	借	借	借		借
測量設計費												
機械器具費												
燃料及油類費												
雑 費												
交際名合事業費												
合 計												

別記様式第28号~別記様式第29号 (略)

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 後
<p>別紙4-1（農地防災事業に係る運用）</p> <p>第1・第2 【略】</p> <p>（事業の実施）</p> <p>第3 【略】</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3)運用別紙1のため池等整備事業のうち、<u>ため池整備工事、ため池等整備工事（特別対策型）又はため池整備工事（都市型緊急整備事業）</u>において<u>ため池保全体制整備事業を併せて実施</u>する場合は、別紙様式第1号のほか、別紙様式第4号を提出するものとする。</p> <p>(4)～(11) 【略】</p> <p>2 運用別紙1の防災ダム事業のうち防災ダム等利活用保全施設整備工事、ため池等整備事業のうちため池利活用保全整備工事、<u>ため池保全体制整備事業（運用別紙1のため池等整備事業のうちため池保全体制整備事業をいう。以下この別紙において同じ。）</u>、ため池整備工事（特別対策型）のウに掲げる工事及び用排水施設等利活用保全整備工事の事業計画の作成に当たっては、事業実施主体となる者は、あらかじめ費用負担予定者及び施設予定管理者の同意を得るとともに、関係行政機関その他関係団体の意見を聴くものとする。</p> <p>3・4 【略】</p> <p>第4 【略】</p> <p>（助成）</p> <p>第5</p> <p>1 国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる次の経費について、助成するものとする。ただし、運用別紙1に掲げる事業のうち土地改良施設耐震対策事業を除く。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) <u>測量及び試験費</u></p> <p>(4) 用地費及び補償費（ため池緊急防災対策事業及び<u>ため池保全体制整備事業</u>については、補償費に限る。）</p> <p>(5) 船舶及び機械器具費（ため池緊急防災対策事業及び<u>ため池保全体制整備事業</u>については、機械器具費に限る。）</p> <p>(6) 【略】</p> <p>(7) システム整備費（ため池等農地災害危機管理対策事業に限る。）</p>	<p>別紙4-1（農地防災事業に係る運用）</p> <p>第1・第2 【略】</p> <p>（事業の実施）</p> <p>第3 【略】</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3)運用別紙1のため池等整備事業のうち、<u>ため池緊急防災体制整備促進事業</u>を実施する場合は、別紙様式第1号のほか、別紙様式第4号を提出するものとする。</p> <p>(4)～(11) 【略】</p> <p>2 運用別紙1の防災ダム事業のうち防災ダム等利活用保全施設整備工事、ため池等整備事業のうちため池利活用保全整備工事、<u>ため池緊急防災体制整備促進事業</u>、ため池整備工事（特別対策型）のウに掲げる工事及び用排水施設等利活用保全整備工事の事業計画の作成に当たっては、事業実施主体となる者は、あらかじめ費用負担予定者及び施設予定管理者の同意を得るとともに、関係行政機関その他関係団体の意見を聴くものとする。</p> <p>3・4 【略】</p> <p>第4 【略】</p> <p>（助成）</p> <p>第5</p> <p>1 国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる次の経費について、助成するものとする。ただし、運用別紙1に掲げる事業のうち土地改良施設耐震対策事業を除く。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) <u>測量設計費</u></p> <p>(4) 用地費及び補償費（ため池緊急防災対策事業については、補償費に限る。）</p> <p>(5) 船舶及び機械器具費（ため池緊急防災対策事業及び<u>ため池緊急防災体制整備促進事業</u>については、機械器具費に限る。）</p> <p>(6) 【略】</p> <p>(7) システム整備費（ため池等農地災害危機管理対策事業及び<u>ため池緊急防災体制整備促進事業</u>に限る。）</p>

(8) 【略】

(9) 調査費（ため池等農地災害危機管理対策事業及びため池緊急防災体制整備促進事業に限る。）

(10) 【略】

第6 【略】

(経過措置)

第7

【略】

2 「農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領の一部改正について」（平成27年4月9日付け26農振第1953号・26生畜第1985号）による改正前の農村地域復興再生基盤総合整備事業に規定するため池等整備事業を平成26年度までに実施している地区については、なお従前の例による。

運用別紙1

I. 防災ダム事業

1 事業内容

事業内容は、次に掲げるものとする。

(1) 【略】

(2) 豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要な農業用ため池等の改修（(1)に掲げるものに該当するものを除く。）、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備（以下この運用別紙において「防災ため池工事」という。）

(3)・(4) 【略】

2 要件

1 の(1)から(3)までの事業にあっては、次の要件に該当するものとする。

(1) 【略】

(2) 防災ため池工事

ア 豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要な農業用ため池の改修、附帯施設の整備にあっては、次のいずれかに該当するもの。ただし、豪雨による決壊を防止するために行う工事にあっては、施設が決壊した場合に下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池に限る。

(7)・(1) 【略】

イ 【略】

(3) 【略】

3 【略】

(8) 【略】

(9) 調査費（ため池等農地災害危機管理対策事業及びため池保全体制整備事業に限る。）

(10) 【略】

第6 【略】

(経過措置)

第7

【略】

【新設】

運用別紙1

I. 防災ダム事業

1 事業内容

事業内容は、次に掲げるものとする。

(1) 【略】

(2) 洪水調節機能の賦与・増進のための農業用ため池等の改修（(1)に掲げるものに該当するものを除く。）及び併せ行う農地等の洪水調節機能の発揮のための整備（以下この運用別紙において「防災ため池工事」という。）

(3)・(4) 【略】

2 要件

1 の(1)から(3)までの事業にあっては、次の要件に該当するものとする。

(1) 【略】

(2) 防災ため池工事

ア 洪水調節機能の賦与・増進のための農業用ため池の改修にあっては、次のいずれかに該当するもの

(7)・(1) 【略】

イ 【略】

(3) 【略】

3 【略】

II. ため池等整備事業

1 事業内容

事業内容は、次に掲げるものとする。

(1) ため池整備工事

ア～カ 【略】

【削る。】

(2) ため池整備工事（特別対策型）

ア～カ 【略】

【削る。】

(3) ため池整備工事（都市型緊急整備事業）

ア～オ 【略】

【削る。】

(9) 実施計画策定事業

(1)から(7)まで及び(10)に掲げる事業について、主に整備対象とする地域の諸条件について現況把握等を行い、これに基づき各事業に対応する必要な事項についての調査及び検討を行い実施計画を策定する。

(10) ため池緊急防災体制整備促進事業

エ 監視・管理体制の強化

災害の発生を未然に防止するために必要な、雨量計や水位計等の観測機器の設置、監視・管理に必要な技術習得のための研修の開催、地域住民を含めた管理体制の構築に資する活動等の実施

イ 緊急的な防災対策

ため池の防災機能を確保するために必要な、施設の軽微な補修、洪水調整のための水位低下、緊急時に対応するための排水ポンプの設置等の実施

ウ 減災対策の実施

地域における減災の意識を醸成するために必要な、ハザードマップの作成及びこれを活用した防災訓練の実施

エ 地域防災上のリスク除去

農業用又は旧農業用ため池の廃止

オ ハード整備の着手促進

ハード整備の着手に必要な、ため池敷地の所有者を確定させる上で必要な相続関係の調査、所有者を確定するための申立てに必要な資料作成、用地境界を確定するための測量等の実施

2 要件

(1) 大規模事業（1の(1)のイ、(2)のイ及びウ、(3)のイ、(5)のウ、(6)、(7)、(8)、(9)並びに(10)に掲げる場合を除く。）

ア～ウ 【略】

II. ため池等整備事業

1 事業内容

事業内容は、次に掲げるものとする。

(1) ため池整備工事

ア～カ 【略】

キ ため池の生態系、景観等を保全するために必要な構想の策定、体制の整備及び活動の実施（以下この運用別紙において「ため池保全体制整備事業」という。）であつて、ア又はイと併せ行うもの

(2) ため池整備工事（特別対策型）

ア～カ 【略】

キ ため池保全体制整備事業であつて、ア、イ又はウ（ウのうち旧農業用ため池の廃止のみを行う場合を除く。）と併せ行うもの

(3) ため池整備工事（都市型緊急整備事業）

ア～オ 【略】

カ ため池保全体制整備事業であつて、ア又はイと併せ行うもの

(4)～(8) 【略】

(9) 実施計画策定事業

(1)から(7)に掲げる事業について、主に整備対象とする地域の諸条件について現況把握等を行い、これに基づき各事業に対応する必要な事項についての調査及び検討を行い実施計画を策定する。

【新設】

2 要件

(1) 大規模事業（1の(1)のイ、(2)のイ及びウ、(3)のイ、(5)のウ、(6)、(7)並びに(8)に掲げる場合を除く。）

ア～ウ 【略】

(2) 小規模事業（1の(1)のイ、(2)のイ及びウ、(3)のイ、(5)のウ、(6)、(7)、(8)、(9)並びに(10)に掲げる場合を除く。）

ア～ウ 【略】

(3)～(8) 【略】

(9) 実施計画策定事業

(1)から(7)まで及び(10)に掲げる事業においては団体が行うものであり、実施期間は1年以内とする。

(10)ため池緊急防災体制整備促進事業

ア 1の(10)のアからウまでの事業にあっては次に該当するもの

a 施設が決壊した場合、下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等の

ため池であって、受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの

b 事業の完了までに実施要綱別紙4-1に規定しているため池の整備を実施する見込

みがあるもの又は実施しているもの

イ 1の(10)のエの事業にあっては、施設が決壊した場合に下流へ影響を与えるおそれがある等のため池であること。

ウ 1の(10)のオの事業にあっては、次のいずれかに該当するもの

a 1の(10)のエの事業を実施するために行うものにあつてはイの要件

b a以外の場合はアの要件

3 事業実施主体

県又は団体（市町村、土地改良区、農業協同組合その他県の知事が適当と認めるもの）をいう。（ため池整備工事（特別対策型）において旧農業用ため池の整備・改修を行う場合は、県又は市町村に限る。ため池等農地災害危機管理対策事業にあっては災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき防災に関する責務を有する県、市町村、土地改良区に限る。ため池緊急防災対策事業にあっては、県に限る。ため池整備工事のうち、アの工事であつて受益面積が10ヘクタール以上のもの及び流域開発等の他動的要因による溢水被害防止のための農業用排水施設の新設・改修を行う場合の大規模事業にあっては、県に限る。事業計画策定にあっては、団体に限る。1の(10)のエ及びオ（農業用又は旧農業用ため池の廃止に係るものに限る。）を行う場合は、県又は市町村に限る。）

III～X 【略】

運用別紙1別表第1～別紙様式第3号 【略】

(2) 小規模事業（1の(1)のイ、(2)のイ及びウ、(3)のイ、(5)のウ、(6)、(7)並びに(8)に掲げる場合を除く。）

ア～ウ 【略】

(3)～(8) 【略】

(9) 実施計画策定事業

(1)から(7)に掲げる事業においては団体が行うものであり、実施期間は1年以内とする。

【新設】

3 事業実施主体

県又は団体（市町村、土地改良区、農業協同組合その他県の知事が適当と認めるもの）をいう。（ため池整備工事（特別対策型）において旧農業用ため池の整備・改修を行う場合は、県又は市町村に限る。ため池等農地災害危機管理対策事業にあっては災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき防災に関する責務を有する県、市町村、土地改良区に限る。ため池緊急防災対策事業にあっては、県に限る。ため池整備工事のうち、アの工事であつて受益面積が10ヘクタール以上のもの及び流域開発等の他動的要因による溢水被害防止のための農業用排水施設の新設・改修を行う場合の大規模事業にあっては、県に限る。事業計画策定にあっては、団体に限る。）

III～X 【略】

運用別紙1別表第1～別紙様式第3号 【略】

別紙様式第4号(第2関係)
【削る。】

別紙様式第4号(第2関係)
ため池保全体制整備事業計画概要書

1. 計画概要

地区名	町名	村名	事業実施主体	工事名	地区名	学芸部	税務課	工務課
国領市町村			(千円)		ha		千円	
概算事業費								
事業の必要性	自然環境の保全、良好な景観の形成等のために配置すべき事業							
1年目	名							
2年目	設立年度							
3年目	構成							
4年目	費用の							
5年目	負担方法							
	備考							

(注1) 本様式書は、ため池保全体制整備事業を併せて行う事業をいふ。
 (注2) 事業費を事業年度に配分する地区については、協議会に関する事項は千円として記載。
 (注3) 中山間地域ため池保全体制整備事業については、事業開始の前年度の備にる年目を追加して記載。

ため池緊急防災体制整備促進事業計画概要書

1 計画概要書

地区名	町名	町名	開連工事	工事名	地区名	受益面積	総事業費	期
開研市町村		事業実施主体	開連工事 haの概要			ha	千円	
ため池の名称		設置想定面積		1 年目				
総事業費	(千円)		事業の概要					
事業の必要性			2 年目					
監視・管理 体制の強化			3 年目					
緊急的な 防災対策			4 年目					
減災対策 の実施			5 年目					
ハード設備 の普及促進			備考					
地盤防災上の リスク除去								
費用の負担方法								

(注1) 開連工事とは、ため池緊急防災体制整備促進事業と関連して実施予定の工事又は併せて行う工事をいう。
 (注2) 開連工事が実施予定の場合には、開連工事の概要は分かっている範囲で記入すること。
 (注3) 施設が決断した場合は想定される改善区域が分かる図面を添付すること。
 (注4) 地域防災上のリスク除去を行う場合には、計画平面図及び断面図を添付すること。

別紙様式第5号・6号 【略】

運用別紙2～運用別紙5別表1 【略】

運用別紙5別表2 (第5の1の(2)関係)

費目	工種	事業内容
工事費	本工事費	【略】
	附帯工事費	【略】
	測量設計費	本工事の施行に必要な調査、 <u>測量設計</u> に要する費用とする。
	用地及び補償費	【略】
	船舶及機械器具費	【略】

運用別紙5別記様式 【略】

【新設】

別紙様式第5号・6号 【略】

運用別紙2～運用別紙5別表1 【略】

運用別紙5別表2 (第5の1の(2)関係)

費目	工種	事業内容
工事費	本工事費	【略】
	附帯工事費	【略】
	測量及び試験費	本工事の施行に必要な調査、 <u>測量及び試験</u> に要する費用とする。
	用地及び補償費	【略】
	船舶及機械器具費	【略】

運用別紙5別記様式 【略】

<p>1971 1972 1973 1974 1975 1976 1977 1978 1979 1980 1981 1982 1983 1984 1985 1986 1987 1988 1989 1990 1991 1992 1993 1994 1995 1996 1997 1998 1999 2000 2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025</p>	<p>1971 1972 1973 1974 1975 1976 1977 1978 1979 1980 1981 1982 1983 1984 1985 1986 1987 1988 1989 1990 1991 1992 1993 1994 1995 1996 1997 1998 1999 2000 2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025</p>
<p>1971 1972 1973 1974 1975 1976 1977 1978 1979 1980 1981 1982 1983 1984 1985 1986 1987 1988 1989 1990 1991 1992 1993 1994 1995 1996 1997 1998 1999 2000 2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025</p>	<p>1971 1972 1973 1974 1975 1976 1977 1978 1979 1980 1981 1982 1983 1984 1985 1986 1987 1988 1989 1990 1991 1992 1993 1994 1995 1996 1997 1998 1999 2000 2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025</p>

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>別紙4-2（農地防災事業に係る別紙）</p> <p>第1 【略】</p> <p>第2 防災ダム事業</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>(5) 取扱別紙ⅠのⅠの(1)の防災ダム工事及び2の(2)の防災ため池工事のうち2の(2)のアの(7)のa並びに(4)のa(ただし、豪雨による決壊を防止するために行う工事であって、施設が決壊した場合に下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池を除く。)により農業以外の事業効果が見込まれる場合には、当該効果が全体の事業効果の50%未満のものに限る。</p> <p>(6) <u>施設が決壊した場合に下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池で工事を実施する場合には(4)のa並びに(7)のa並びに(4)のa(ただし、豪雨による決壊を防止するために行う工事であって、施設が決壊した場合に下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池を除く。)により農業以外の事業効果が見込まれる場合には、当該効果が全体の事業効果の50%未満のものに限る。</u></p> <p>(7) <u>施設が決壊した場合に下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池で工事を実施する場合には、事業費のうち国の助成を除いた残額は県及び市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。</u></p>	<p>別紙4-2（農地防災事業に係る別紙）</p> <p>第1 【略】</p> <p>第2 防災ダム事業</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>(5) 取扱別紙ⅠのⅠの(1)の防災ダム工事及び2の(2)の防災ため池工事のうち2の(2)のアの(7)のa並びに(4)のaにより農業以外の事業効果が見込まれる場合には、当該効果が全体の事業効果の50%未満のものに限る。</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>
<p>第3 ため池等整備事業</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) ため池整備工事（取扱別紙ⅠのⅡの(1)の(1)の(1)のため池整備工事（特別対策型）をいう。以下同じ。）及びため池整備工事（取扱別紙ⅠのⅡの(2)の(2)の(1)の(1)の(1)のため池整備工事（特別対策型）をいう。以下同じ。）及びため池整備工事（取扱別紙ⅠのⅡの(3)の(3)の(1)の(1)の(1)のため池整備工事（特別対策型）をいう。以下同じ。）で実施するため池等の廃止は、ため池等の安全管理の合理化等を図ることを目的とし、機能を廃止する上で必要最低限の整備であって、当該ため池等の周辺のため池等の整備と一体的に行うものに限るものとする。</p> <p>(4)～(17) 【略】</p> <p>(18) ため池整備工事（特別対策型）を旧農業用ため池で行う場合に対象とするため池は、次の要件のすべてに該当するものとする。</p> <p>ア～エ 【略】</p> <p>【新設】</p> <p>(19)～(35) 【略】</p> <p>(36) <u>ため池緊急防災体整備促進事業（取扱別紙ⅠのⅡの(1)の(1)の(1)のため池緊急防災体</u></p>	<p>第3 ため池等整備事業</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) ため池整備工事（取扱別紙ⅠのⅡの1の(1)の(1)の(1)のため池整備工事（特別対策型）をいう。以下同じ。）、ため池整備工事（取扱別紙ⅠのⅡの(2)の(2)の(1)の(1)の(1)のため池整備工事（特別対策型）をいう。以下同じ。）及びため池整備工事（取扱別紙ⅠのⅡの(3)の(3)の(1)の(1)の(1)のため池整備工事（特別対策型）をいう。以下同じ。）で実施するため池等の廃止は、ため池等の安全管理の合理化等を図ることを目的とし、機能を廃止する上で必要最低限の整備であって、当該ため池等の周辺のため池等の整備と一体的に行うものに限るものとする。</p> <p>(4)～(17) 【略】</p> <p>(18) ため池整備工事（特別対策型）を旧農業用ため池で行う場合に対象とするため池は、次の要件のすべてに該当するものとする。</p> <p>ア～エ 【略】</p> <p>【新設】</p> <p>(19)～(35) 【略】</p> <p>(36) <u>ため池緊急体整備事業（取扱別紙ⅠのⅡの(1)の(1)の(1)のため池緊急体</u></p>

制整備促進事業をいう。以下この別紙において同じ。)の地域住民を含めた管理体制の構築に資する活動とは、防災・減災等の文献・事例の収集、ワークショップの開催、パンフレットの作成及び生態系・景観等の保全等とする。

【削る。】

【削る。】

(37) ため池緊急防災体制整備促進事業の実施は、平成27年度から平成31年度までに着手する地区に限るものとし、おおむね5年間又は併せて行うため池に係る整備事業の完了までの期間のいずれか短い期間とする。ただし、取扱別紙1のIIの2の(10)のEにあつては、平成27年度から平成29年度までに着手する地区に限る。

(38) ため池緊急防災体制整備促進事業は、土地改良法による土地改良事業以外の事業として実施するものとする。

(39) ため池緊急防災体制整備促進事業の所有者を確定するための申立てとは、不在者財産管理人の選任の申立て、土地の権利者が死亡している場合の相続財産管理人の選任の申立て等をいう。

(40) ため池緊急防災体制整備促進事業において行う、農業用又は旧農業用ため池の廃止にあつては、農業者等が管理するものであつて、災害発生の防止、安全管理又は水管理の合理化等を図ることを目的とするものに限るものとし、機能を廃止する上で必要最低限の整備であつて、次の要件の全てに該当するものとする。

ア 埋立て等により土地造成がなされるときは、当該土地が公共の用に供されるものであること。

イ 市町村等地方公共団体による事業完了後の維持管理計画が明らかとなつていないこと。

ウ 旧農業用ため池で実施する場合は、従前に農業用水を貯留する施設として使用されてきたものであり、かつ、他の用途に使用していないもの

(41) 【略】

第4～第8 【略】

別紙別記1～別紙別記2別記様式2 【略】

ため池保全体制整備事業をいう。以下この別紙において同じ。)の内容は、ため池の生態系、景観等を保全するために必要な構想(以下この別紙において「ため池保全構想」という。)の策定並びにこれに必要な動植物等の生息・繁殖・地域住民の意向把握等の各種調査、ため池の受益農家、地域住民等で構成されるため池の生態系、景観等を保全するための協議会(以下この別紙において「ため池保全協議会」という。)の設立、ため池の受益農家、地域住民等で行う希少種の移植・外来生物駆除等の地域一体で行うため池の生態系、景観等を保全するための活動、パンフレットの作成、希少種・景観・環境配慮工法等の文献・事例の収集・調査、ワークショップの開催等とする。

(37) ため池保全体制整備事業は、次に定める要件をすべて満たすものとする。

ア ため池保全協議会が組織されていること又はため池等整備事業の完了までに組織されることが見込まれること。

イ ため池保全構想がため池等整備事業の完了までに策定されることが見込まれること。

(38) ため池保全構想は、事業実施主体が作成するものとし、策定に当たってはため池保全協議会の意見を聴くものとする。

(39) ため池保全体制整備事業の実施期間は、おおむね5年間又はため池等整備事業の完了までの期間のいずれか短い期間とする。

(40) ため池保全体制整備事業は、土地改良法による土地改良事業以外の事業として実施するものとする。

【新設】

【新設】

(41) 【略】

第4～第8 【略】

別紙別記1～別紙別記2別記様式2 【略】

1941 - 1942 - 1943 - 1944 - 1945

1946 - 1947 - 1948 - 1949 - 1950

1951 - 1952 - 1953 - 1954 - 1955

1956 - 1957 - 1958 - 1959 - 1960

1961 - 1962 - 1963 - 1964 - 1965

1966 - 1967 - 1968 - 1969 - 1970

1971 - 1972 - 1973 - 1974 - 1975

1976 - 1977 - 1978 - 1979 - 1980

1981 - 1982 - 1983 - 1984 - 1985

1986 - 1987 - 1988 - 1989 - 1990

1991 - 1992 - 1993 - 1994 - 1995

1996 - 1997 - 1998 - 1999 - 2000

2001 - 2002 - 2003 - 2004 - 2005

2006 - 2007 - 2008 - 2009 - 2010

2011 - 2012 - 2013 - 2014 - 2015

2016 - 2017 - 2018 - 2019 - 2020

2021 - 2022 - 2023 - 2024 - 2025

2026 - 2027 - 2028 - 2029 - 2030

2031 - 2032 - 2033 - 2034 - 2035

2036 - 2037 - 2038 - 2039 - 2040

2041 - 2042 - 2043 - 2044 - 2045

2046 - 2047 - 2048 - 2049 - 2050

2051 - 2052 - 2053 - 2054 - 2055

2056 - 2057 - 2058 - 2059 - 2060

2061 - 2062 - 2063 - 2064 - 2065

2066 - 2067 - 2068 - 2069 - 2070

○ 農村地域復興再生基盤総合整備事業（平成25年2月26日付け24農振第2171号農林水産省農村振興局長・24生畜第2233号生産局長通知）一部改正新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改		正		現		行	
別紙5-1 (震災対策農業水利施設整備事業に係る運用)		別紙5-1 (震災対策農業水利施設整備事業に係る運用)		別紙5-1 (震災対策農業水利施設整備事業に係る運用)		別紙5-1 (震災対策農業水利施設整備事業に係る運用)	
別表2 (第7関係)		別表2 (第7関係)		別表2 (第7関係)		別表2 (第7関係)	
費目	工種	事業内容	費目	工種	事業内容	費目	工種
工事費	本工事費	[略]	工事費	本工事費	[略]	工事費	本工事費
	付帯工事費	[略]		付帯工事費	[略]		付帯工事費
	測量設計費	本工事の施行に必要な調査、測量及び設計に要する費用とする。		測量及び試験費	本工事の施行に必要な調査、測量及び試験に要する費用とする。		測量及び試験費
	用地費及び補償費	[略]		用地費及び補償費	[略]		用地費及び補償費
	船舶及び機械器具費	[略]		船舶及び機械器具費	[略]		船舶及び機械器具費

○ 農村地域復興再生基盤総合整備事業（平成25年2月26日付け24農振第2171号農林水産省農村振興局長・24生畜第2233号生産局長通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>別紙6（地すべり対策事業に係る運用）</p> <p>（事業費の範囲）</p> <p>第6 事業費の範囲は、工事費（本工事費、附帯工事費、測量設計費、用地及補償費、船舶及機械器具費、換地費、実施設計費）とし、経費の区分及び算定については次の各号によるものとする。</p> <p>2 工事費</p> <p>(1) 本工事費 (2) 附帯工事費 (3) 測量設計費 (4) 用地及補償費 (5) 船舶及機械器具費 (6) 換地費 (7) 実施設計費</p>	<p>別紙6（地すべり対策事業に係る運用）</p> <p>（事業費の範囲）</p> <p>第6 事業費の範囲は、工事費（本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、用地及補償費、船舶及機械器具費、換地費、実施設計費）とし、経費の区分及び算定については次の各号によるものとする。</p> <p>2 工事費</p> <p>(1) 本工事費 (2) 附帯工事費 (3) 測量及び試験費 (4) 用地及補償費 (5) 船舶及機械器具費 (6) 換地費 (7) 実施設計費</p>

○ 農村地域復興再生基盤総合整備事業（平成25年2月26日付け24農振第2171号農林水産省農村振興局長・24生畜第2233号生産局長通知）一部改正新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正		現 行	
後	正	現	行
別紙7-2（農業集落排水事業に係る取扱い）		別紙7-2（農業集落排水事業に係る取扱い）	
第9 助成		第9 助成	
1 [略]		1 [略]	
2 運用第2の2の(1)の事業に係る運用第8の国の補助の対象となる経費は、次のものとする。		2 運用第2の2の(1)の事業に係る運用第8の国の補助の対象となる経費は、次のものとする。	
(1) 工事費		(1) 工事費	
① 純工事費		① 純工事費	
② 測量設計費		② 測量及び試験費	
③ 船舶機械器具費		③ 船舶機械器具費	
④ 用地費及び補償費		④ 用地費及び補償費	
⑤ 全体実施設計費		⑤ 全体実施設計費	
3 [略]		3 [略]	
様式第2号の1		様式第2号の1	
農業集落排水事業計画概要表（総括表）		農業集落排水事業計画概要表（総括表）	
項目	記入要領	項目	記入要領
地区名、処理区名	[略]	地区名、処理区名	[略]
所在地	[略]	所在地	[略]
当該集落名	[略]	当該集落名	[略]
目的	[略]	目的	[略]
地区の現況	[略]	地区の現況	[略]
社会・経済の現況	[略]	社会・経済の現況	[略]
集落排水の現況	[略]	集落排水の現況	[略]
費用の概算	[略]	費用の概算	[略]
事業費	(1) [略]	事業費	(1) [略]
	(2) 工種の資源循環施設については汚泥処理施設及び処理水再利用施設を、附帯施設については農業集落道、水洗化用水施設、周辺環境配慮施設その他の附帯施設を、その他については測量設計費等を記入する。		(2) 工種の資源循環施設については汚泥処理施設及び処理水再利用施設を、附帯施設については農業集落道、水洗化用水施設、周辺環境配慮施設その他の附帯施設を、その他については測量設計費等を記入する。
	(3) [略]		(3) [略]
	(4) [略]		(4) [略]
維持管理費	[略]	維持管理費	[略]
関連事業	[略]	関連事業	[略]
同意状況	[略]	同意状況	[略]
施設計画の概要	[略]	施設計画の概要	[略]
処理施設	[略]	処理施設	[略]
資源循環施設	[略]	資源循環施設	[略]
その他の施設	[略]	その他の施設	[略]
汚泥処理及び処分計画	[略]	汚泥処理及び処分計画	[略]
備考		備考	

資金計画 受益者負担 効用 工期 備考	[略] [略] [略] [略]	資金計画 受益者負担 効用 工期 備考	[略] [略] [略] [略]
様式第2号の2 農業集落排水事業計画概要表		様式第2号の2 農業集落排水事業計画概要表	
項目 地区名、処理区名 当該集落名 所在地 地区の現況 社会・経済の現況 集落排水の現況 費用の概算 事業費	[略] [略] [略] [略] [略] [略]	項目 地区名、処理区名 当該集落名 所在地 地区の現況 社会・経済の現況 集落排水の現況 費用の概算 事業費	[略] [略] [略] [略] [略] [略]
(1) [略] (2) 工種の資源循環施設については汚泥処理施設及び処理水再利用施設を、附帯施設については農業集落道、水洗化用水施設、周辺環境配慮施設並びにその他の附帯施設を、その他については測設計費等を記入する。	[略] [略] [略] [略] [略]	(1) [略] (2) 工種の資源循環施設については汚泥処理施設及び処理水再利用施設を、附帯施設については農業集落道、水洗化用水施設、周辺環境配慮施設並びにその他の附帯施設を、その他については測設計費等を記入する。	(1) [略] (2) 工種の資源循環施設については汚泥処理施設及び処理水再利用施設を、附帯施設については農業集落道、水洗化用水施設、周辺環境配慮施設並びにその他の附帯施設を、その他については測設計費等を記入する。
(3) [略] (4) [略]	[略] [略]	(3) [略] (4) [略]	(3) [略] (4) [略]
維持管理費 関連事業 同意状況 施設計画の概要 処理施設 資源循環施設 資源循環施設の概要 その他の施設の概要	[略] [略] [略] [略] [略] [略] [略]	維持管理費 関連事業 同意状況 施設計画の概要 処理施設 資源循環施設 資源循環施設の概要 その他の施設の概要	[略] [略] [略] [略] [略] [略] [略]
効用 工期 備考	[略] [略] [略]	効用 工期 備考	[略] [略] [略]

○ 農村地域復興再生基盤総合整備事業（平成25年2月26日付け24農振第2171号農林水産省農村振興局長・24工番第2233号生産局長通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改	正	後	現	行
別紙8-2	(中山間地域総合整備事業に係る取扱い)	(中山間地域総合整備事業に係る取扱い)	別紙8-2	(中山間地域総合整備事業に係る取扱い)
第1~5	[略]	[略]	第1~5	[略]
第6	助成	助成	第6	助成
1	運用第6の1の国の補助の対象となる経費は次のとおりとする。 本事業の実施に要する経費	運用第6の1の国の補助の対象となる経費は次のとおりとする。 本事業の実施に要する経費	1	本事業の実施に要する経費
①	工事費	工事費	①	工事費
ア	純工事費	純工事費	ア	純工事費
イ	測量設計費	測量設計費	イ	測量及び試験費
ウ	～オ [略]	～オ [略]	ウ	～オ [略]
②	[略]	[略]	②	[略]
別記様式第1号	[略]	[略]	別記様式第1号	[略]
第1~4章	[略]	[略]	第1~4章	[略]
第5章	事業の計画	事業の計画	第5章	事業の計画
第1~4節	[略]	[略]	第1~4節	[略]
第5節	[略]	[略]	第5節	[略]
1.	[略]	[略]	1.	[略]
2.	費用の内訳	費用の内訳	2.	費用の内訳
表	[略]	[略]	表	[略]
記載要領	①～② [略]	①～② [略]	記載要領	①～② [略]
③	各事業種類毎の事業費は純工事費とし、測量設計費、船舶機械器具費、用地及び補償費、換地費は事業区分の「その他」に計上する。	各事業種類毎の事業費は純工事費とし、測量設計費、船舶機械器具費、用地及び補償費、換地費は事業区分の「その他」に計上する。	③	各事業種類毎の事業費は純工事費とし、測量及び試験費、船舶機械器具費、用地及び補償費、換地費は事業区分の「その他」に計上する。
第6節	[略]	[略]	第6節	[略]

別記様式第3号（現行）

農村地域復興再生基盤総合整備事業計画概要書（中山間地域総合整備事業 ○○地区）

概-2~3 [略]

概-4

事業種類	単価 (千円)	事業量	事業費 (千円)	受益者 (ha)	効用							
					事業区分	平成年度～平成 年度		％			予備考 (金額)	
						事業種類	国	都道府県	市町村	その他		予定整備
工 期												
費用の負担方法												
事業内容					資金調達区分					備考 (金額)		
					負担金 (千円)	自己資金	借入金	又は	貸付			
											地区分	地区分
資金計画												
特定					法手続き							
小計												
その他 測量及び設計費 測量器備置費 測量補助費 測量地 その他												
小計												
合計												

○ 農村地域復興再生基盤総合整備事業（平成25年2月26日付け24農振第2171号農林水産省農村振興局長・24生畜第2233号生産局長通知）一部改正新旧対照表
 （下線の部分は改正部分）

改	正	後	現	行
	別紙9（草地畜産基盤整備事業に係る運用）	別紙9（草地畜産基盤整備事業に係る運用）	別紙9（草地畜産基盤整備事業に係る運用）	
第1～13	第1～13 [略]	第1～13 [略]	第1～13 [略]	
別記様式第1～3号	別記様式第1～3号 [略]	別記様式第1～3号 [略]	別記様式第1～3号 [略]	
別記様式第4号	別記様式第4号（第7の4関係）	別記様式第4号（第7の4関係）	別記様式第4号（第7の4関係）	
○○○草地畜産基盤整備事業	○○○草地畜産基盤整備事業（○○型）○○事業実施計画書 [略]	○○○草地畜産基盤整備事業（○○型）○○事業実施計画書 [略]	○○○草地畜産基盤整備事業（○○型）○○事業実施計画書 [略]	
○○○草地畜産基盤整備事業	○○○草地畜産基盤整備事業（草地整備型）道営草地整備事業 調査計画概要 [略]	○○○草地畜産基盤整備事業（草地整備型）道営草地整備事業 調査計画概要 [略]	○○○草地畜産基盤整備事業（草地整備型）道営草地整備事業 調査計画概要 [略]	
○○○草地畜産基盤整備事業	○○○草地畜産基盤整備事業（草地整備型）公共牧場整備事業 実施計画概要表 [略]	○○○草地畜産基盤整備事業（草地整備型）公共牧場整備事業 実施計画概要表 [略]	○○○草地畜産基盤整備事業（草地整備型）公共牧場整備事業 実施計画概要表 [略]	
注	1～7 [略]	1～7 [略]	1～7 [略]	
8	事業計画の欄には、事業実施計画を事業種目毎に記入し、その他諸経費については、測量設計費、用地及び補償費、工事雑費等であり附帯事務費は含まない。	事業計画の欄には、事業実施計画を事業種目毎に記入し、その他諸経費については、測量設計費、用地及び補償費、工事雑費等であり附帯事務費は含まない。	事業計画の欄には、事業実施計画を事業種目毎に記入し、その他諸経費については、測量及び試験費、用地及び補償費、工事雑費等であり附帯事務費は含まない。	
9～12	9～12 [略]	9～12 [略]	9～12 [略]	
○○○草地畜産基盤整備事業	（畜産担い手総合整備型）飼料基盤集積整備事業 実施計画概要 [略]	（畜産担い手総合整備型）飼料基盤集積整備事業 実施計画概要 [略]	（畜産担い手総合整備型）飼料基盤集積整備事業 実施計画概要 [略]	

〇〇〇草地畜産整備事業（畜産担い手統合整備型）再編整備事業 実施計画概要（現行）

〇〇〇草地畜産整備事業（畜産担い手統合整備型）再編整備事業 実施計画概要

地区名	所在地	事業主体	事業期間		事業区分	計画年度		事業の区分		
			年	年		事業年	年			
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	市町村名					畜産用地 (ha)		再編整備事業
								調査	整備	
			農家戸数(戸)					調査	整備	調査費
								調査	整備	
			調査					調査	整備	整備費
								調査	整備	
			調査					調査	整備	調査費
								調査	整備	
			調査					調査	整備	整備費
								調査	整備	
			調査					調査	整備	調査費
								調査	整備	
調査					調査	整備	整備費			
					調査	整備		調査	整備	
調査					調査	整備	調査費			
					調査	整備		調査	整備	
調査					調査	整備	整備費			
					調査	整備		調査	整備	

肉用牛の()は肉用複合経営で外数

〇〇〇草地畜産整備事業（畜産担い手総合整備型）水田地帯等担い手育成事業 実施計画概要（改正後）

〇〇〇〇〇〇草地畜産整備事業（畜産担い手総合整備型）水田地帯等担い手育成事業 実施計画概要

地区名	所在地		事業主体	事業の区分						
	計画年度			事業年度						
目的	地区名	所在地	事業主体	事業の区分	計画年度	事業年度	事業年度	事業年度	事業年度	
地区概要	市町村名	市町村名	市町村名	事業の区分	事業年度	事業年度	事業年度	事業年度	事業年度	
		市町村名			事業年度	事業年度	事業年度	事業年度	事業年度	
	実施地域の概要	実施地域の概要	実施地域の概要	実施地域の概要	事業の区分	事業年度	事業年度	事業年度	事業年度	事業年度
		実施地域の概要				事業年度	事業年度	事業年度	事業年度	事業年度
	市町村名	市町村名	市町村名	市町村名	事業の区分	事業年度	事業年度	事業年度	事業年度	事業年度
		市町村名				事業年度	事業年度	事業年度	事業年度	事業年度
	畜産状況	畜産状況	畜産状況	畜産状況	事業の区分	事業年度	事業年度	事業年度	事業年度	事業年度
		畜産状況				事業年度	事業年度	事業年度	事業年度	事業年度
	事業対象の概要	事業対象の概要	事業対象の概要	事業対象の概要	事業の区分	事業年度	事業年度	事業年度	事業年度	事業年度
		事業対象の概要				事業年度	事業年度	事業年度	事業年度	事業年度
事業参加者の概要	事業参加者の概要	事業参加者の概要	事業参加者の概要	事業の区分	事業年度	事業年度	事業年度	事業年度	事業年度	
	事業参加者の概要				事業年度	事業年度	事業年度	事業年度	事業年度	

〇〇〇草地畜産基盤整備事業（篤産担い手総合整備型）水田地帯等（手育成 事業実施計画表 [略]
〇〇〇草地畜産基盤整備事業（草地林地総合整備型）事業実施計画概要 [略]
第1～7章 [略]

第8章

第1節 事業費負担区分

1 事業費負担区分

表 [略]

（注）本表においては、共通経費に用地費及び補償費、測量設計費を記すこと。

第2～3節 [略]

第9～10章 [略]

別記様式第5～7号 [略]

〇〇〇草地畜産基盤整備事業（産担い手総合整備型）水田地帯等担い手育成 事業実施計画表 [略]
〇〇〇草地畜産基盤整備事業（草地林地総合整備型）事業実施計画概要 [略]
第1～7章 [略]

第8章

第1節 事業費負担区分

1 事業費負担区分

表 [略]

（注）本表においては、共通経費に用地費及び補償費、測量及び試験費を記すこと。

第2～3節 [略]

第9～10章 [略]

別記様式第5～7号 [略]

農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領

平成25年2月26日付け24農振第2171号

平成25年2月26日付け24生畜第2233号

最終改正 平成27年4月9日付け26農振第1953号

平成27年4月9日付け26生畜第1985号

東北農政局長

関東農政局長

(株)日本政策金融公庫代表取締役総裁

殿

農村振興局長

生産局長

第1 趣旨

農村地域復興再生基盤総合整備事業（以下「総合整備事業」という。）の実施に当たっての運用及び取扱いについては、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）によるほか、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるところによる。

第2 対象事業等

実施要綱第2に掲げる対象事業等は、それぞれ次に掲げる事業等とする。なお、実施要綱第3の事業実施主体、事業実施要件、事業計画の変更その他この事業の実施に必要なことについては、実施要綱及び実施要領に定めるもののほか、別紙1から別紙10までに定めるところによる。

1 復興再生基盤総合整備事業

別紙1に定めるところにより、被災した農地等の農業生産基盤の整備を図るため、農業生産基盤の整備とその機能の発揮に不可欠な生活環境の整備を総合的に実施する事業をいう。

2 農地整備事業

別紙2-1及び別紙2-2に定めるところにより、効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、水田地帯及び畑地帯の地域農業の展開方向及び生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施する事業をいう。

3 水利施設整備事業

別紙3-1及び別紙3-2に定めるところにより、農業生産の基礎となる農業用排水施設の整備を実施する事業をいう。

4 農地防災事業

別紙4-1及び別紙4-2に定めるところにより、東日本大震災により被災した地域における農業生産の復興・再生を図るとともに、国土及び環境の保全に資するため、農用地及び農業用施設の整備を実施する事業をいう。

5 震災対策農業水利施設整備事業

別紙5-1及び別紙5-2に定めるところにより、東日本大震災により被災した地域における農業生産の復興・再生を図るための農業水利施設の耐震整備を実施する事業をいう。

6 地すべり対策事業

別紙6に定めるところにより、東日本大震災により地盤の変位が確認されるなど、地すべりの兆候が明らかとなった地域等において地すべり対策を実施する事業をいう。

7 農業集落排水事業

別紙7-1及び別紙7-2に定めるところにより、農村地域における資源循環の促進、農村生活環境の改善等を図るため、し尿、生活雑排水等の処理施設、汚泥、雨水等の循環利用施設等の整備を実施する事業をいう。

8 中山間地域総合整備事業

別紙8-1及び別紙8-2に定めるところにより、農業の生産条件等が不利な中山間地域において、農業・農村の活性化を図るため、農業生産基盤の整備と農村生活環境等の整備を総合的に実施する事業をいう。

9 草地畜産基盤整備事業

別紙9に定めるところにより、畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成の推進に資する飼料生産の基盤整備や利用施設の整備を一体的に実施する事業をいう。

10 農村地域復興再生基盤総合整備実施計画

別紙10に定めるところにより、総合整備事業に係る地域において、総合整備事業の実施に必要な諸条件について調査・計画及び設計を行い、総合整備事業の計画に必要な実施計画の策定を支援する。

第3 実施区域

実施要綱第4の対象地域のうち、総合整備事業の実施区域については、次のいずれかに該当する区域とする。

- 1 農地の流出や冠水等の被害が認められた別表に掲げる市町村であって、津波による被害を受けた区域、これに密接して一体的に復興・再生を図る必要がある区域又は津波被災地周辺で地盤沈下、液状化による被害を受けた区域
- 2 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第4条第1項第1号の規定による福島県の区域

第4 採択要件

実施要綱第5の採択要件は、次のいずれかに該当するものであって、かつ、別紙1～9に定めるところとする（災害復旧事業、東日本大震災復興交付金制度要綱（平成24年1月6日付け内閣府・各府省連名）第1の規定による復興交付金事業計画に

記載された復興交付金事業及び福島再生加速化交付金（再生加速化）実施要綱（平成26年2月28日付け内閣府・各府省連名）第4の規定による再生加速化事業計画に記載された再生加速化事業を除く。）。

ただし、別紙10の農村地域復興再生基盤総合整備実施計画については、総合整備事業の実施を予定していることをもって採択要件とする。

- 1 第3の1の事業の実施区域において、県又は市町村によって策定された東日本大震災からの復興に関する計画等に農地等を復興・再生するための事業が定められていること。
- 2 第3の2の事業の実施区域において、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第5条第1項の規定に基づく福島復興再生基本方針に即して、同法第7条第1項に基づく避難解除等区域復興再生計画又は同法第38条第1項に基づく産業復興再生計画が策定され、当該計画に農地等を復興・再生するための事業が定められていること。

第5 採択申請等

実施要綱第6の事業の採択申請は、様式第1号により事業採択申請書を作成することにより行うものとし、その手続は、次のとおりとする。

- 1 県知事は、総合整備事業を実施しようとするとき、又は市町村等の長から総合整備事業を実施したい旨の申請があったときは、総合整備事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに事業採択申請書を地方農政局長に提出するものとする。なお、被災地域の農業・農村の復興・再生を速やかに図る必要が緊急に生じた場合においては、地域の実情に応じて、年度途中の事業採択申請書の提出を認めるものとする。

ただし、農村地域復興再生基盤総合整備実施計画については、採択を希望する年度の前年度の2月末までに提出するものとする。

- 2 地方農政局長は、1の規定により提出された事業採択申請書を審査の上、適当と認めるときは、総合整備事業の採択を決定して、様式第2号による事業の採択通知書を県知事に送付するものとする。
- 3 県知事は、2の規定による採択通知を受けとった場合は、1の市町村等の長にその旨を通知するものとする。

第6 申請書の審査

第5の3の事業採択申請書の審査は、次に掲げる条件に照らして行うものとする。

- 1 事業の実施が技術的に可能であること。
- 2 水利権、土地その他の各種権利関係が調整される見通しがあること。
- 3 関連する土地改良事業及び他種事業との関係が円滑に調整されていること。
- 4 第4に定める採択要件を満たしていること。

附 則

- 1 この実施要領は、平成25年2月26日から施行する。

2 平成24年度において総合整備事業を実施しようとする場合における事業採択申請書の提出期限は、第5の1の規定にかかわらず、平成25年3月15日までとする。

3 平成25年度において総合整備事業を実施しようとする場合における事業採択申請書の提出期限は、第5の1の規定にかかわらず、平成25年10月末日までとする。

附 則

この実施要領は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成26年3月28日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成27年4月9日から施行する。

別 表

県 名	市 町 村 名
青森県	おいらせ町 八戸市
岩手県	洋野町 久慈市 野田村 田野畑村 岩泉町 宮古市 山田町 大槌町 釜石市 大船渡市 陸前高田市
宮城県	気仙沼市 南三陸町 石巻市 女川町 東松島市 松島町 利府町 塩竈市 多賀城市 七ヶ浜町 仙台市 名取市 岩沼市 亶理町 山元町
福島県	新地町 相馬市 南相馬市 浪江町 双葉町 大熊町 富岡町 檜葉町 広野町 いわき市
茨城県	東海村 水戸市 鹿嶋市 神栖市
千葉県	旭市 匝瑳市 横芝光町 山武市 九十九里町

資料：農林水産省大臣官房統計部、農村振興局「東日本大震災に伴う被災農地の復旧完了面積（平成24年3月11日現在）について」

(様式第1号)

	番 年 月 日	号
地方農政局長 殿		
	県知事名 印	
農村地域復興再生基盤総合整備事業採択申請書		
平成〇〇年度新規事業を実施したいので、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年〇月〇日付け24農振第〇〇号）第5の規定に基づき、下記のとおり申請します。		
記		
1. 農村地域復興再生基盤総合整備事業地区一覧表（別添1のとおり）		
2. 農村地域復興再生基盤総合整備事業計画概要表（別添2のとおり）		

3. その他

注1：農村地域復興再生基盤総合整備事業計画概要表については、別紙1～10において、当該計画概要表に代わる様式がある場合は、それに換えることができる。

注2：その他については、実施要領第4の1及び2の採択要件に関する資料等を添付する。

(別添1)

1. 農村地域復興再生基盤総合整備事業地区一覧表

事業等名	県名	地区名	所在地	受益面積 (ha)	総事業費 (百万円)	備考

(注)「実施計画」の場合は、「総事業費」を「調査費」に読み替えるものとする。

平成〇〇年度 農村地域復興再生基盤総合事業 一般計画図 (〇〇事業 〇〇地区)

一般計画図

位置図

S=1:

凡	例
ほ場整備	
農業用排水施設整備	
⋮	
農業集落排水施設整備	

事業計画概要表の記載要領

項 目	記 載 要 領
北海道府県名 地区名 所在地 面積 計画区域 事業計画区域 地 目	北海道の場合は支庁名も記入する。 ふりがなをつける。 町村の場合は郡名から記入し、大字〇〇、〇〇集落まで記入する。地区名と同様にふりがなをつける。 表示単位はヘクタールまでとする。(小数点以下四捨五入。以下同じ。) 事業計画に定める区域をいう。 本事業で対応する各事業の対象区域をいう。
事業別面積	(1) 地目のうち宅地等とは、農業施設用地、公共施設用地(道水路、鉄道等の用地は除く)、公園緑地及び宅地等の面積をいう。 (2) 地目のうちその他とは、道水道、鉄道等の用地、湖沼荒地等をいう。 (3) 宅地等、山林原野、その他のうち換地対象、創設換地、(あるいは共同減歩の対象)となった地積は()書きする。 (1) ほか整備等で非農用地を創設する場合、計の欄の上に()書きでその面積を記入する。 (2) 区分欄の内訳は、各事業別面積の合計ではなく、土地改良事業実施区域の面積を記入する。
農業の概況	(1) 最近年における農業センサス等を基礎に該当欄に実数と構成割合を記入する。 (2) 数値は原則として計画区域について全体値を記入するが、事業計画区域と大幅に異なる場合には、これを()書きで併記する。 (3) 「農家所得水準」は、事業計画区域内の標準農家の農家所得額を農家経済調査及び市町村の所得推計等を参考に記入する。 (4) 道路整備は1、2級市町村道以下とし、整備済は、舗装済とする。
地域指定	事業計画区域を含む市町村の各種地域指定の状況を記入する。
その他 事業費 費用負担等負担区分	「その他」には、振興山村、野菜指定産地、果樹濃密生産団地等の指定状況を記入する。 は場整備、農業用排水施設整備、営農飲雑用水等各事業種毎に記入する。 (1) 各工種毎に内訳金額を記入し、上段()に%を併記する。 (2) 負担区分のうち「その他」は農協、農業者をもって構成する法人等の団体をいう。
対象人口	営農飲雑用水の対象人口を記入する。
関連事業	当該地区に関連する土地改良事業、構造改善事業等について記入する。
事業名 受益面積	本事業と直接関連する事業を、国、県、団体営別と事業の種類を記入する。 本事業と重複する場合、重複する分を()書きで上段に併記する。
法 手 続	土地改良法の規定による土地改良事業計画の概要等の公告、事業施行の認可申請等について記入する。
備 考	前項までに記載されない事項で、特に重要な事項がある場合、その内容を簡潔に記載する。
一般計画図	原則として2万5千分の1の地形図の大きさを原則とするが、地域の広がりや考慮して作成する。

(様式第 2 号)

番 号
年 月 日

県知事 殿						
					地方農政局長	
農村地域復興再生基盤総合整備事業採択通知書						
平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により申請のあった地区について、下記のとおり、事業実施地区として採択したので通知する。						
記						

農村地域復興再生基盤総合整備事業地区一覧表 (別添のとおり)

(別添)

農村地域復興再生基盤総合整備事業地区一覧表

事業等名	県名	地区名	所在地	受益面積 (ha)	総事業費 (百万円)	備考

(注)「実施計画」の場合は、「総事業費」を「調査費」に読み替えるものとする。